

社会福祉法人澁川市社会福祉協議会 虐待防止に関する指針

(令和4年4月1日制定)

澁川市社協ケアプランセンター、澁川市社協ヘルパーステーション、澁川市小野上デイサービスセンター及び子持デイサービスセンター（以下「介護事業所」という。）において、虐待の防止に努めるとともに、虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待事案」という。）の早期発見、迅速かつ適切な対応について、介護事業所に勤務する職員（以下「従業員」という）がこれらを認識し、本指針に基づき虐待の防止に向けて取り組むこととします。

1 虐待防止に関する基本的考え方

介護事業所では、利用者の人権を尊重し、下記の虐待の定義内容及び関連する不適切ケアを一切行わないこととします。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置又はその他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、拒絶的な対応又はその他利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること又は利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止委員会（以下「委員会」という。）に関する事項

委員会を年1回以上開催するものとし、虐待事案の相談、報告体制整備及び職員研修の内容の協議等を行うものとします。

① 委員会の委員は、次の者をもって組織します。

- ア 在宅支援課長（委員長）
- イ 管理者又は管理職（虐待防止責任者）
- ウ 在宅支援課担当者（庶務）
- エ サービス提供責任者
- オ 生活相談員

カ 看護師

キ その他、委員長が必要と認める者

② 身体拘束適正化検討委員会と一体的に開催できるものとします。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

介護事業所において、委員会の委員を中心として、虐待事案の防止のため、年1回以上の研修及び新規採用時の研修を実施するものとします。

4 虐待事案が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待事案が発生した場合には、速やかに渋川市に報告するとともに、その要因の除去に努めます。

5 虐待事案が発生した場合の相談及び報告体制に関する事項

- (1) 虐待事案を把握した従業員は、速やかに管理者への相談及び報告を行います。
- (2) 前号が困難な場合は、在宅支援課長に相談及び報告を行います。

6 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待事案防止のために必要があるときは、利用者の権利擁護が図られるよう地域包括支援センター及び成年後見サポートセンター等と連携し、支援するものとします。

7 虐待事案に係る苦情解決方法に関する事項

虐待事案の苦情相談について、苦情相談窓口担当者は、申出内容について苦情解決責任者に報告し適正に対処します。

8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

本指針は、利用者又はその家族等が閲覧できるよう介護事業所内に備え置くとともに、法人のホームページに掲載します。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、決裁の日から施行し、令和5年1月1日から適用する。

附 則

この指針は、令和5年4月1日から施行する。